

私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助金 (東日本大震災対応分)の概要

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原子力発電所事故」という。）による被災地域において被災し、就学困難となった都内の私立専修学校・各種学校在籍生徒の就学の機会を確保するため、学校設置者が被災生徒の授業料等を減免した場合に、当該減免額の一部を補助する。

1 制度の概要

(1) 対象学種	都内の私立専修学校及び各種学校※1	
(2) 対象課程及び生徒	年収約 590 万円未満の世帯※2であり、原子力災害被災地域※3における福島第一原子力発電所事故による被災を起因とした事情により家計急変が生じ、以下の要件に該当する課程の授業料等が納付困難の者 （保護者＝生計維持者のみ被災の例を含む） ＜課程要件＞ 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの※4 修業年限が一定期間以上のもの※5 授業が年 2 回を超えない一定時期に開始され、終期が明確なもの ただし、避難先に定住をした、又はすることの意思確認がなされた場合には、本補助金の対象とはならない。	
(3) 対象経費	当該年度の授業料等の減免額※6	
(4) 補 助 率	専修学校（専門課程・一般課程）及び各種学校	3分の2
※7	専修学校（高等課程）	10分の10

※1 設置者が学校法人以外でも補助対象

※2 「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が15万4,500円未満の世帯

※3 福島第一原子力発電所事故による次のいずれかの地域又は地点

(1) 警戒区域又は計画的避難区域

(2) 緊急時避難準備区域若しくは屋内退避指示が出ていた区域

又は特定避難勧奨地点のうち市町村の判断により居住者が避難した地点

（詳細は別添3「私立専修学校・各種学校被災生徒等授業料等減免補助金における被災区域について」を参照）

※4 外国人学校を含む

※5 専修学校（専門課程・高等課程）＝1年以上、専修学校（一般課程）・各種学校＝2年以上

※6 授業料、入学料又は施設整備費など実質的に授業料と同等とみなすことができる納付金が補助対象

※7 外国人学校補助限度額：幼稚園相当課程＝302,282円、小学校相当課程＝606,464円、中学校相当課程＝556,642円、高等学校相当課程＝520,306円、その他高等教育相当課程＝上限なし

専修・各種学校補助限度額：専修学校（高等課程）補助限度額＝780,460円

（専修学校その他の課程及び各種学校その他課程は限度額なし）

2 補助対象生徒等の主な認定方法

(1) 福島第一原子力発電所事故により被災したことの確認方法

- ① 発災時に原子力災害被災地域に在住していたことによる確認
- ② ①によらない場合は、原子力災害被災地域における福島第一原子力発電所事故による被災に起因する家計急変を証する書類による確認

(2) 被災に起因する家計急変により授業料の納付が困難であることの確認方法

- ① 課税証明書等、年収約 590 万円未満の世帯であることが確認できる書類

＜令和7年度からの継続申請者＞

- ・ 新規申請者と同様、必要書類を一式提出
- ・ 家計急変の認定に係る資料等、前年度と変更がない場合も同様
- ・ 上記の場合、今年度の家計状況について、生徒等在学状況確認書に記載

3 日程及び手続（予定）

○ 7月1日～7月31日	第1回補助金交付申請受付期間
○ 8月中旬～下旬	第1回受付分補助金交付決定
○ 10月5日～11月6日	第2回補助金交付申請書受付期間
○ 1月中旬～下旬	第2回受付分補助金交付決定
○ 2月中旬～3月上旬	実績報告書等の提出（第1回・第2回受付分）
○ 4月中旬	額確定及び補助金交付（第1回・第2回受付分）

＜問合せ先＞ 東京都生活文化局私学部私学振興課
03 (5320) 4239